

国民健康保険加入者の皆様へ

「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」を交付します

お手元の保険証は、8月1日以降、使えなくなります。

8月1日以降は、「マイナ保険証」または「資格確認書」を医療機関等の窓口に提示してください。

マイナ保険証をお持ちの方	「資格情報のお知らせ」を7月下旬までに郵送する予定です。(世帯主宛)
マイナ保険証をお持ちでない方	「資格確認書」を7月下旬までに郵送する予定です。(世帯主宛)
マイナ保険証の利用が困難な方	障害をお持ちの方など、配慮が必要な方は、市民課に申請することで資格確認書を取得できます。

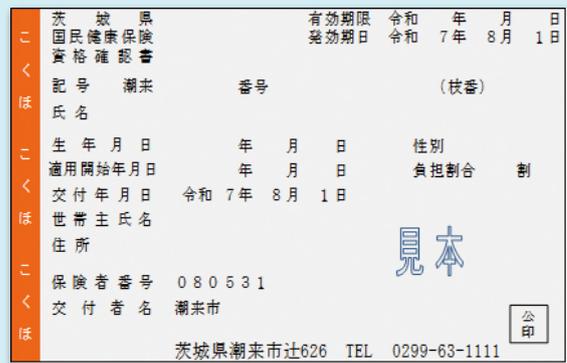
※同一世帯でも、マイナ保険証の取得状況により「資格情報のお知らせ」の封筒、「資格確認書」の封筒がそれぞれ届く場合があります。

資格情報のお知らせ



- このお知らせが届いた方は、マイナ保険証で医療機関等を受診してください。
- 資格情報のお知らせのみでは受診できません。何らかの事情により医療機関等でマイナ保険証を利用できない場合に、マイナ保険証とセットでご提示ください。
- 70歳以上75歳未満の方の場合、一部負担金の負担割合のほか、有効期限等が記載されます。

資格確認書



- 医療機関等の窓口で提示することで、これまで通り受診できます。
- 70歳以上75歳未満の方の場合、一部負担金の負担割合等が記載されます。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がお済みでない方は、登録をお願いいたします。



マイナ保険証等の
メリットについて



資格確認書について

【お問合せ】 市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線111・123